

三浦都市計画風致地区城ヶ島風致地区種別の変更（三浦市長指定）

三浦都市計画風致地区城ヶ島風致地区種別を次のとおり変更します。

種別	面積	箇所数	備考
第1種風致地区	約55.4ha	1箇所	
第2種風致地区	-	-	
第3種風致地区	-	-	
第4種風致地区	約1.3ha	1箇所	
合計	約56.7ha	2箇所	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

風致地区の種別を変更する土地の区域とその理由

第4種風致地区 → 指定解除及び変更

三浦市三崎町城ヶ島字坂ノ上、字遊ヶ崎及び字西山

（理由） 城ヶ島風致地区の西側に位置する三崎城ヶ島漁港道路及び市道1530号沿道については、用途地域が商業地域に指定されており、店舗や住宅が立地しています。

三浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において城ヶ島の西山地区は、観光来遊客のための観光商業地として、今後も地域の特性を生かした特色ある商業地としての形成を促進していくこととしています。

このため、当該地区の変更する区域については、観光商業地としての土地利用を積極的に誘導するにあたり、土地利用の自由度を高める観点から風致地区の指定を解除します。

また、現在の地形地物に合わせて、一部の山すそ界等を変更します。

三浦都市計画風致地区下浦海岸風致地区種別の変更（三浦市長指定）

三浦都市計画風致地区下浦海岸風致地区種別を次のとおり変更します。

種別	面積	箇所数	備考
第1種風致地区	約56.0ha	1箇所	
第2種風致地区	-	-	
第3種風致地区	-	-	
第4種風致地区	約94.0ha	3箇所	
合計	約150.0ha	4箇所	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

風致地区の種別を変更する土地の区域とその理由

第4種風致地区 → 第1種風致地区

三浦市南下浦町上宮田字芝原、字木ノ間、字大芝原、字松原、字岩井口甲及び字岩井口乙、並びに南下浦町菊名字岩井口及び字川向

（理由） 下浦海岸風致地区の上宮田及び菊名地区の自然海岸については、汀線の長い白砂海岸の自然美よりなる特に優れた自然環境を有しています。

三浦都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針において海と岩礁地帯、砂浜等の多様な自然海岸については、良好な自然環境として一体的な保全を図るとしています。

このため、当該地区の変更する区域については、海岸線における風致地区の連続性に配慮しつつ、一帯として維持・保全を図る観点から第4種風致地区を第1種風致地区に変更します。

第1種風致地区 → 第4種風致地区

三浦市南下浦町菊名字仲里、字田保谷戸、字川向及び字皆ヶ久保、並びに南下浦町金田字蛭田及び字宮ノ脇

（理由） 下浦海岸風致地区の菊名及び金田地区に位置する県道215号（上宮田金田三崎港）沿道東側の自然海岸を除く第一種住居地域と重複する地区については、現在、指定当時と比べて都市的土地利用が進んだことにより、守るべき風致にも変化が生じてきました。

三浦都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針において菊名から金田にかけての地区は、住宅地としての良好な居住環境の形成を推進する地区としています。

このため、当該地区の変更する区域については、住宅地として東側の自然海岸との調和に配慮しつつ、緑豊かな居住環境を誘導する観点から第1種風致地区を第4種風致地区に変更します。

第4種風致地区 → 指定解除

三浦市南下浦町上宮田字今井原、字仲今井、字芝原、字木ノ間、字大芝原、字松原、字岩井口甲及び字岩井口乙、並びに南下浦町菊名字岩井口、字仲里及び字川向

(理由) 下浦海岸風致地区の三浦海岸駅周辺に位置する国道134号及び県道215号(上宮田金田三崎港)沿道については、用途地域が近隣商業地域及び第二種住居地域に指定されており、現在では、市街化の進展により商業施設等が立地するなど、指定当時の松並木などの自然的環境は喪失しています。

三浦市都市計画マスタープランにおいて三浦海岸駅周辺地区は、商業や機能の拡充により利便性の向上を図り、定住人口及び交流人口の増加を図る地区として位置づけています。

このため、当該地区の変更する区域については、駅周辺の拠点商業地としての土地利用を積極的に誘導するにあたり、土地利用の自由度を高める観点から風致地区の指定を解除します。

三浦都市計画風致地区松輪・毘沙門風致地区種別の変更（三浦市長指定）

三浦都市計画風致地区松輪・毘沙門風致地区種別を次のとおり変更します。

種別	面積	箇所数	備考
第1種風致地区	約147.5ha	1箇所	
第2種風致地区	-	-	
第3種風致地区	-	-	
第4種風致地区	約178.6ha	4箇所	
合計	約326.1ha	5箇所	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

風致地区の種別を変更する土地の区域とその理由

第4種風致地区 → 第1種風致地区

三浦市晴海町

（理由） 松輪・毘沙門風致地区の晴海町の自然海岸については、奇礁が続く岩礁地帯よりなる特に優れた自然環境を有しています。

三浦都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針において海と岩礁地帯、砂浜等の多様な自然海岸については、良好な自然環境として一体的な保全を図るとしています。

このため、当該地区の変更する区域については、海岸線における風致地区の連続性に配慮しつつ、一帯として維持・保全を図る観点から第4種風致地区を第1種風致地区に変更します。

第4種風致地区 → 指定解除

三浦市晴海町

（理由） 松輪・毘沙門風致地区の西側に位置する晴海町地区については、用途地域が工業地域に指定されており、工業的な土地利用や住宅が立地しています。

三浦都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針において晴海町地区は、用途の純化に努め、良好な生産環境を有した工業地として、保全や形成をしていくこととしています。

このため、当該地区の変更する区域については、工業地としての土地利用を積極的に誘導するにあたり、土地利用の自由度を高める観点から風致地区の指定を解除します。

三浦都市計画風致地区黒崎風致地区種別の変更（三浦市長指定）

三浦都市計画風致地区黒崎風致地区種別を次のとおり変更します。

種 別	面 積	箇 所 数	備 考
第1種風致地区	約33.4ha	1箇所	
第2種風致地区	-	-	
第3種風致地区	-	-	
第4種風致地区	約47.0ha	2箇所	
合 計	約80.4ha	3箇所	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

風致地区の種別を変更する土地の区域とその理由

第4種風致地区 → 指定解除

三浦市初声町下宮田字黒崎、初声町入江字二番地

（理由） 黒崎風致地区中央に位置する初声町入江地区については、用途地域が第二種住居地域に指定されており、一部の区域においては商業施設が立地し、残る区域については、今後、開発事業が計画されています。

第4次三浦市総合計画において当該地区周辺は、地域における定住及び交流を支える拠点機能の集積が望まれる地域交流核として位置づけています。

このため、当該地区の変更する区域については、地域の拠点となる商業や業務地としての土地利用を積極的に誘導するにあたり、土地利用の自由度を高める観点から風致地区の指定を解除します。

なお、この指定解除に伴い、黒崎風致地区は区域を二つに分割することから、北側を和田風致地区に南側を黒崎風致地区として名称を改めます。

三浦都市計画風致地区和田風致地区種別の変更（三浦市長指定）

三浦都市計画風致地区和田風致地区種別を次のとおり変更します。

種 別	面 積	箇 所 数	備 考
第1種風致地区	約14.6ha	1箇所	
第2種風致地区	-	-	
第3種風致地区	-	-	
第4種風致地区	約22.8ha	2箇所	
合 計	約37.4ha	3箇所	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

風致地区の種別を変更する土地の区域とその理由

黒崎風致地区より分割し、和田風致地区として変更（指定）する部分

三浦市初声町和田字唐池久保、字出口、字笹原、字矢作、字塚ノ越及び字赤谷、並びに初声町入江字二番地

（理由） 黒崎風致地区の指定解除に伴い、一部を和田風致地区として名称を改めます。